

長 建 協 発 第 69 号
平成 27 年 5 月 12 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

適切な工期の設定及び施工時期等の平準化について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律において、発注者の責務として計画的な発注と適切な工期設定に努めることが新たに定められたことを受け、国土交通省では、適切な工期の設定及び施工時期等の平準化について、土地・建設産業局建設業課長名で各都道府県主管担当部長等へ別添のとおり通知した旨連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。